

平成 30 年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 予想される水災の危険の周知 （風水害等新旧 P8）

水防法の改正に伴い、市長は、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民に周知させることとなったため、記載を追加

イ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

（地震新旧 P7、風水害等新旧 P6, 9）

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市長への報告及び訓練の実施を行うこととなったことに伴う修正

ウ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

（地震新旧 P8、風水害等新旧 P7, 9）

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が避難確保計画を作成しない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたため、記載を追加

エ 被災者の健康管理対策

（地震新旧 P19、風水害等新旧 P25）

被災者の健康管理対策のうち、要配慮者の健康状態について、特段の配慮を行うために必要な支援の記載を追加

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア 高蔵寺まなびと交流センターの整備に関する修正 (地震新旧 P2、風水害等新旧 P10)

旧藤山台東小学校施設の整備に関する工事が終了し、平成 30 年 4 月から高蔵寺まなびと交流センターを指定避難所としての使用を再開したことに伴う修正

イ ブロック塀等の撤去費補助制度の創設に関する追記 (地震新旧 P6)

大阪府北部で発生した地震を受け、公道等に面したブロック塀等について、撤去を促進するための新たな補助制度を創設したことについて記載を追加

ウ 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用の開始を踏まえた今後の対応の追記

(地震新旧 P10, 28)

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の運用が平成 29 年 11 月 1 日より開始されたことに伴う本市の対応について記載を追加

エ 被災者生活再建支援に係る制度の整備についての追記

(地震新旧 P21、風水害等新旧 P28)

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する制度について記載を追加

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの (原子力新旧 P1、P2)

原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針の全部改正により、原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等が原子力施設ごとに設定されたことなどに伴う修正

(2) 高蔵寺まなびと交流センターの整備に関する修正 (原子力新旧 P2)

旧藤山台東小学校施設の整備に関する工事が終了し、平成 30 年 4 月から高蔵寺まなびと交流センターを指定避難所としての使用を再開したことに伴う修正